



# 島根県報

平成30年7月13日（金）

号外第99号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【条 例】**

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（医 療 政 策 課） 3

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第30号）

#### 1 条例の概要

- (1) 病院又は診療所の既存の病床数を算定するに当たって行う補正の基準を次のとおりとすることとした。（第1条—第3条関係）
  - ア 無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床を既存の病床数に算定すること。
  - イ 介護老人保健施設の入所定員数について、既存の病床数とみなさないこと。
- (2) 療養病床を有する病院又は診療所における看護師等の員数の基準に係る経過措置を平成36年3月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
- (3) 引用する条項の整理
- (4) その他規定の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(3)については、医療法等の一部を改正する法律附則第1条第3号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 30 号

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 5 項」を削る。

第 2 条第 1 項第 1 号中「、総務省」及び「、財務省、林野庁」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項第 2 号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、「許可又は」を「許可若しくは」に改め、「変更の許可の申請があった日前」の次に「又は法第 7 条の 2 第 3 項の規定による命令若しくは法第 30 条の 12 第 1 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による要請（以下この項において「命令等」という。）をしようとする日前」を、「当該許可の申請があった日前」の次に「又は当該命令等をしようとする日前」を加え、同条第 3 項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

第 3 条を次のように改める。

### 第 3 条 削除

第 6 条第 1 号中「第 15 条の 2」を「第 15 条の 3 第 2 項」に改める。

附則第 2 項第 1 号中「第 53 条から第 55 条」を「第 52 条の 2 から第 55 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 1 号の改正規定は、医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号）附則第 1 条第 3 号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。